盛岡市告示第 572 号

地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達する。なお、当該公示送達に係る文書は、市民部健康保険課において保管し、送達を受けるべき者から請求があればいつでも交付する。

令和８年11月13日

盛岡市長　内　舘　　茂



１　公示送達する文書

令和７年度国民健康保険税納税通知書

令和８年度国民健康保険税納税通知書

令和７年度国民健康保険税決定（更正）通知書

令和８年度国民健康保険税決定（更正）通知書

２　送達を受けるべき者

藤村　芳行　外　11　件（内訳は、別紙のとおり。）

国民健康保険税納税通知書等
公 示 送 達 者 一 覧 表

No.	決算年度	賦課年度	氏　　名	摘　　要
1	7	8	藤村　芳行	
2	8	8	LE　NGOC　THAI	
3	8	8	菊池　優樹	
4	8	8	SHAHI　KHAGENDRA　JUNG	
5	8	8	SOPONRONNARIT　KARN	
6	8	8	HU　ZHIHENG	
7	8	8	DUGERSUREN　GERELMAA	
8	8	8	BATTULGA　ENKHJIN	
9	8	8	ABRIL　CARLO　SEBASTIAN	
10	8	8	WANG　ZHUOHUA	
11	8	8	藤村　芳行	
12	8	8	岩井　脩	